

佐賀県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

1 佐賀県農業の概況と担い手への農地集積の方向

(1) 佐賀県農業の概況

佐賀県では、佐賀平野などの平坦部においては、整備の進んだ水田や共同乾燥調製施設等を活かして、米・麦・大豆に施設園芸農業や玉ねぎなどの露地園芸等を組みあわせ、農地の効率的利用と収益性の高い農業経営が展開されている。

特に、米・麦・大豆については、大規模経営農家や集落営農組織の育成、作付の団地化などの取組みにより、全国トップレベルの生産性を達成している。

また、山間・山麓部については、自然条件などの地域の特性を活かし、みかんなどの果樹や茶、山間の冷涼な気候を活かした園芸農業さらには畜産などの多彩な農業が展開されている。

しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢は、高齢化の進行や農産物価格の低迷、燃料や資材・肥料価格の高騰、国際化の進展などにより、担い手が減少するなど厳しい状況にある。

このような状況の中、今後の本県農業の振興に当たっては、地域の特性を活かしながら、消費者に選ばれる安全・安心で品質が優れた農産物づくりを推進するとともに、より一層の生産性向上を進め、意欲ある農業者等の経営強化を図る必要がある。

(2) 担い手への農地集積の方向

① 水田農業の現状・課題、推進方向

ア 平坦地域

平坦地域では、農地の効率的利用や生産性の向上を図るため、大規模経営農家や認定農業者等への農地の集積に取り組んできた結果、5ha以上の経営農家が本県水田面積の4分の1程度を担うなど、経営規模の拡大が確実に進んできている。

また、集落営農組織については、平成19年から品目横断的経営安定対策(現:経営所得安定対策)が導入されたことに伴い設立されたところであるが、現在のところほとんどの組織が任意組織のままとなっている状況にある。各組織では、地域内での話し合いや関係者による指導のもと、将来の地域農業の担い手確保や経営の効率化な

ど経営発展に向けた検討や取組が進められ、安定的な経営体として法人化に向けた動きも芽生えているところである。

こうした中、今後さらに農業従事者の減少が見込まれるとともに、農地の効率的利用や生産性の向上が求められていることから、将来にわたって地域の農業を担う担い手を育成していくとともに、一層のコスト削減を図るため、その担い手への農地集積をさらに進めて行く必要がある。

このため、平坦地域においては、大規模経営農家(大規模経営法人、大規模家族経営農家)への農地集積による経営規模の拡大と集落営農組織の法人化による経営発展を基本としつつ、集落営農組織の経営発展の過程において集落営農組織内の中心構成員への農地集積を進め、農地の効率的利用や生産性の向上を目指していくこととする。

イ 中山間地域

中山間地域では、水田面積が狭いなど立地条件が厳しいことや平坦地域に比べて農業従事者の高齢化が進行していること、また、麦、大豆の作付けが少ないことなどから集落営農組織がほとんど組織されていないといった状況にある。

このため、農地の出し手は多いものの、それを引き受ける担い手農家が少なく、このままでは耕作放棄地が増加することも懸念される。

このような中で、中山間地域の水田農業を維持していくためには、担い手の確保に努めるとともに、機械利用組合や集落営農組織、農作業受託組織を設立するなどして、農地や農作業を集積し、効率的な営農体制の整備を進めていくこととする。

なお、地域内で担い手の育成・確保が困難な地域においては、地域の実情に応じて地元の農業者と調整を図りながら、地域内外からの多様な担い手の確保などを進めていくこととする。

② 畑地（樹園地、普通畑）の現状・課題、推進方向

果樹や茶などの畑地については、認定農業者等による産地育成が進められているものの、高齢化等により優良農地の維持が困難となり耕作放棄地の増加も懸念される。

このようなことから、今後は、一定のまとまりのある優良農地を確保するとともに、意欲ある認定農業者等に農地を集積していくこととする。

なお、地域内で担い手の育成・確保が困難な地域においては、地域の実情に応じて地元の農業者と調整を図りながら、地域内外からの多様な担い手の確保などを進めていくこととする。

2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

| | 現在(平成 24 年度) | 概ね 10 年後(平成 35 年度) |
|-----------------|--------------|--------------------|
| 耕地面積(①) | 54, 000 ha | 54, 000 ha |
| うち担い手が利用する面積(②) | 37, 849 ha | 43, 200 ha |
| ○認定農業者 | 2, 592 経営体 | 2, 600 経営体 |
| うち個人 | 2, 476 経営体 | 2, 250 経営体 |
| うち法人 | 116 経営体 | 350 経営体 |
| ○集落営農 | 491 経営体 | 500 経営体 |
| ○認定就農者 | 77 経営体 | 400 経営体 |
| ○その他(注 1) | 807 経営体 | 550 経営体 |
| ②/① | 70 % | 80 %(注 2) |

* (注 1) その他とは、基本構想水準到達者、今後育成すべき農業者

* (注 2) 平成 35 年度の全耕地面積に占める担い手が利用する耕地面積の割合については、9割とする国の要請目標を勘案し、本県の目標を前倒して実現し、これに上積みする形で取り組む。

3 2以外の農地の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

| | 現在(平成 24 年度) | 概ね 10 年後(平成 35 年度) |
|------------------|--------------|--------------------|
| 各担い手の利用する団地(注 3) | — | 2~3倍程度 |
| 遊休農地解消面積 | 10 ha | 100 ha |

* (注 3) 各担い手の利用する団地の面積は、農地中間管理機構によって連坦が図られた団地の面積。

4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

県は、農地中間管理事業の実施に当たって、農地中間管理機構を担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止などを進める中核的な事業体として位置付け、市町、農業委員会、農協（農地利用集積円滑化団体等）をはじめ、農業会議、土地改良事業団体連合会など関係機関・団体等と十分連携・協力しながら取り組んでいくこととする。

(1) 農地中間管理機構の指定

県は、佐賀県の区域を一つの事業実施地域とし、関係機関と連携・協力体制を構築して農地中間管理事業を行うことができる団体を農地中間管理機構として指定する。

(2) 農地中間管理事業の実施体制

農地中間管理機構は、事務所に農地中間管理事業の実施に必要な職員を配置して、農地中間管理事業の遂行にあたり、事業の円滑に実施するため、市町や農業委員会、農業協同組合などと連携を密にして取り組み、必要に応じて市町（農業委員会）等へ業務委託をするものとする。

(3) 農地中間管理事業に取り組む区域

農地中間管理事業は、農業者や市町、農業委員会、農協など関係団体の話し合いにより、中心となる経営体への農地集積など地域農業のあり方について方向性を示した「人・農地プラン」が作成された地域において実施できるものとし、その対象農用地等は農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内の農用地等とする。

なお、農地中間管理機構は、事業を効果的に進めていくため、地域ぐるみで流動化を進めようという機運が生じている区域などを、市町、農業委員会、農業協同組合等と調整し、重点区域として設けることができるものとする。

5 農地中間管理事業の実施方法

農地中間管理機構は、次の事項を踏まえた農地中間管理事業規程等を定めて、実施するものとする。

(1) 農地中間管理機構が取り扱う農用地等の基本的考え方

農地中間管理機構は、地域の農業振興上、将来にわたって安定的に農業に活用されることが確実な農用地等を対象として、農地中間管理権を取得する。

なお、機構は、再生不能など利用することが著しく困難である農地や、受け手として募集に応じる者も見込めないなど、農用地等として利用することが著しく困難である農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

(2) 農地中間管理機構業務の委託

農地中間管理機構は、事業を円滑に進めていくため、業務のうち必要なものについて、知事の承認を受けて、市町(農業委員会)等の同意を得て委託できるものとする。

また、農業協同組合(農用地利用集積円滑化団体)、土地改良事業連合会、土地改良区、民間企業等への委託については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託できるものとする。

(3) 借受希望者の募集等

農地中間管理機構が行う農用地等の借受希望者の募集については、市町と調整のうえ募集期間や募集の単位などの必要な事項を定め、定期的にインターネットその他適切な方法により実施するものとする。

(4) 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法

① 貸付希望者の把握

農地中間管理機構は、市町等と連携して各地域における機構への農用地等の貸付希望者の情報を把握するとともに、農地流動化の機運の醸成に努めるものとする。

② 農地中間管理権の取得の方法

農地中間管理機構は、貸付希望者からの申し出のあった場合や、農用地等の効率的な利用に必要があると認められる場合に、農地中間管理権の取得について、所有者等と協議を行うものとする。

なお、農地中間管理権の取得にあたっては、地域の実情に即して、機構事業と既存の農地調整事業との調整を図りながら推進するものとする。

(5) 農地利用配分計画の作成

農地中間管理機構は、農用地等の貸し付けにあたって各市町が策定した「人・農地プラン」を基本とし、農地の受け手となる担い手の生産性が高まるよう、面的な集積に努めるなどの貸付先の決定ルールを定め、市町、農業委員会、農業協同組合(農用地利用集積円滑

化団体)と連携を密にし、公平・適切に農用地等の貸付先を選定し、農用地利用配分計画を策定する。その際、機構は、地域の農業及び農地利用の実情に精通した市町に農用地利用配分計画案の作成を求めるものとする。

(6) 関連施策の活用

農地中間管理事業の実施に当たっては、地域農業者等の取組支援である農地集積協力金交付事業や、農業委員会が行う農地台帳の電子化等を支援する農地情報公開システム整備事業をはじめ、農業農村整備事業や耕作放棄地再生利用緊急対策などの関連事業を有効に活用しながら取り組むものとする。

(7) 農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応じるための体制

農地中間管理機構の事務所に相談及び苦情に応じる窓口を設置し、ホームページ等を通じて周知するものとする。

また、相談及び苦情については、県や市町、農業委員会、農業協同組合等関係機関と連携して対応するものとする。

6 農地中間管理事業に関する啓発普及

県、機構、市町、農業委員会、農業協同組合等の関係機関は、農地中間管理事業の効果を十分に発揮させるため、農地中間管理事業の内容等について、農業者等に対し、周知徹底を図るものとする。

特に、「人・農地プラン」の話合いを地域で行う際などの場を利用して農地中間管理事業について農業者等へ周知を図るものとする。

7 地方公共団体、農地中間管理機構、日本政策金融公庫、農林漁業成長産業化支援機構の連携及び協力

農地中間管理機構は、県、市町、農業委員会、農業協同組合、公庫、A-FIVE など関係機関と密接な連携・協力の下に農地中間管理事業を積極的に実施するものとする。